

提 言 書

～特別支援保育事業の見直しについて～

令和3年3月1日

旭川市議会民生常任委員会

委員長 金 谷 美奈子

副委員長 品 田 ときえ

江 川 あ や

木 下 雅 之

福 居 秀 雄

小 松 あきら

高 見 一 典

室 井 安 雄

＜提言事項＞

保育所等における特別支援保育事業は、障害等を有する児童を受け入れ、保育士等を加配することで、児童の発達に合わせた必要な支援を行うことを目的として実施されており、受入れに当たっては、障害等を有さない児童と同じ環境で集団生活を送ることにより、全ての児童が社会性や協調性などを身に付けながら成長し、小学校就学に円滑に接続していく上で、大きな役割を担っている。

保育所等の障害児保育に係る国からの財政支援は、地方交付税により措置されており、特別な支援を必要とする児童2人に対し保育士1人の配置として算定されているが、本市における特別支援保育事業では、児童3人に対し保育士1人の配置としているため、障害の程度によっては、十分な支援が行き届かない場合も考えられる。

また、保育現場では、個別に支援が必要と思われる児童であっても、特別支援保育の申込みがされない場合には、保育士等の加配ができないこととなり、保育士の業務負担が増大することにより、離職の一因にもなっている状況である。

本常任委員会では、本年1月に実施した公益社団法人旭川民間保育所相互育成会との意見交換会において、保育所等の抱える様々な課題や行政に対する要望を把握したところであり、保育所等を利用する全ての児童の健やかな成長を促し、保育業務の負担軽減を図るため、特別支援保育事業の見直しについて、次のとおり提言する。

- 1 障害児保育に係る国からの財政措置は、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置として算定されていることから、他都市の状況も勘案しながら、特別支援保育事業に係る保育士配置基準の見直し及び補助基準額の増額を検討すること。
- 2 保護者から特別支援保育の申込みがされず、保育所等において必要と思われる支援が児童に行き届かない場合があることから、小学校就学前の早い段階から適切な支援を行えるよう、子育て健康相談や子ども巡回相談などの相談事業を実施する市は、保育所、幼稚園、療育施設など、関係機関との連携強化を図ること。